

アメリカにおけるインフレーション 会計基準をめぐる会計政策論的研究

—予備的考察—

細 田 哲

1. はじめに

本稿の目的は、1970年代以降、アメリカにおいて展開されてきたインフレーション会計基準設定活動に対して、会計政策論的観点から考察を加えることにある。

ここで会計政策論的観点とは、会計基準設定活動を会計政策決定プロセスと捉える視点を指す。会計基準設定活動を会計政策決定プロセスと捉えることは、会計基準の設定活動は、社会および個々の利害関係グループそれぞれに対して、多様な影響を及ぼす社会的意思決定であると捉えることを意味する。したがって、設定された会計基準は、完璧な論理もしくは経験的発見の所産であると同様に、政治的行動の所産でもあるということになる（田中、1983、145-149頁。Horngren, 1973, p. 61, Kelly-Newton, 1980, pp. 26-27）。

すなわち、筆者は最終的にアメリカにおけるインフレーション会計基準（会計政策）が、どのような社会的、経済的環境の下において、どのような利害関係グループの主張に立脚し、いかなる会計理論、いかなる実証的諸研究の成果に基づいて、立案、決定、実行、改正されてきたのか、その実態に迫りたい。その準備作業として、本稿では、アメリカにおけるインフレーション会計基準設定の歴史的経緯を明確にし、会計政策論的観点からみて重要と思われる事象を指摘したい。

2. アメリカにおけるインフレーション会計基準設定の歴史的経緯

本節では、1970年代以降を中心に、アメリカにおけるインフレーション会計基準設定の経緯を簡単に述べたい。

APBは、1969年6月に、APBの勧告として、APBステートメント第3号「Financial Statements Restated for General Price-Level Changes」を発表した。これは、損益計算書に貨幣項目にかかわる保有利得および損失を表示させ、ARS第6号「Reporting the Financial Effects of Price-Level Changes」において提示されたモデルを利用して、一般物価水準指数調整を施し

た補助的財務諸表の作成を勧告するものであった。この勧告は、実務上はほとんど影響を与えなかった。たった1社 Indiana Telephone Company のみが、この APB ステートメント第3号の勧告に従った。しかし、この会社は APB ステートメント第3号発表以前から、一般物価水準調整データを公表していたのである (Tweedie and Whittington, 1984, pp. 42-43)。

1973年には、オイルショックが発生し、アメリカにおいては高度のインフレが続くことになる。FASB は、1973年に活動を開始し、インフレーション会計をすぐさま検討課題として選択した。1974年2月に、討議資料「Reporting the Effects of General Price Level Changes in Financial Statements」(以下、DM-1974と略称)を公表した。次いで、1974年12月に、公開草案「Financial Reporting in Units of General Purchasing Power」(以下、ED-1974と略称)を発表し、コメント期間を9カ月とした。ED-1974の内容は、一般購買力修正財務諸表の提出を求めるものであり、APB ステートメント第3号の勧告をほとんど踏襲したものであった(加古, 1981, 35-36頁, Tweedie and Whittington, 1984, pp. 43-45)。またそれら財務諸表は、一部企業のみでなくすべての企業に提出を要請するものであった。

しかし、ED-1974は極めて迅速に作成されたために、SECなどの協力を得るために必要なそれらの機関との詳細な協議や政治的説得が欠けていた。しかも、この時すでにSECの主任会計士 John C. Burton は、歴史的な原価会計にもとづく一般物価変動会計に反対の意向を表明していた。すなわち、Burton は、あくまで個人的見解としてではあるが、一般物価水準調整によって生み出されたデータは、情報利用者にとって有用であるというよりは、むしろ彼らを実に誤解に導くものであると批判した。Burton は、FASB のED-1974において主張された一般物価水準変動会計をはっきりと批判し、現在取替原価基準にもとづく補助的財務諸表の作成、公表が好ましいと言明した(1974, pp. 12~13, 1975, pp. 69-71)。

SEC は、1973年に ASR 151号を公表した。これは、SEC 登録者に対して、売上原価を歴史的な原価と現在取替原価で測定した場合の差異として生じる棚卸資産利益を報告することを勧告するものであった。しかし、これに依ってディスクロージャーする企業は殆んどなかった(Kelly-Newton, 1980, p. 13)。SECはこの事態に失望し、棚卸資産および生産能力に関する取替原価情報を強制開示させる新規定を提案する通牒を、1975年8月に発表した。これに対して、350を超えるコメント・レターが寄せられたが、そのほとんどが開示要件に反対するものであった(Kelly-Newton, 1980, p. 84)。

にもかかわらず、SEC は、1976年3月に、ASR 190号を発表した。この通牒の内容は、前述の Burton の見解を骨旨とするものであった。それは、一定規模の企業に対し、棚卸資産、売上原価、設備資産および減価償却費についての現在取替原価情報を脚注開示することを要求した。またこれらの情報は、公認会計士による監査対象とはされず、避難港ルールの適用も認めた(加

古, 1981, 45-48頁)。

このような SEC の活動に対して, FASB は, 1975年11月に, 一般購買力会計に関する最終的ステートメントの公表を, 多くの企業で行なわれている ED-1974 についての実地テストの結果をさらに検討するまで, 延期することを決定した。さらに, 1976年6月, ED-1974 についての検討を, 会計測定および報告についての概念的フレームワークのプロジェクトがさらに進行するまで棚上げすることにした。すなわち, SEC によって大企業の多くが取替原価情報の提供を要求されていることでもあり, また一般購買力会計は, 情報作成者および利用者には十分理解されておらず, またその情報への要求は, 情報作成者に情報作成コストを負担させることを正当化する程には, 明確ではないとの結論を, FASB は下した (FASB, 1978, p. 29)。このようにして, FASB は, SEC の圧力に屈して, ED-1974 を棚上げすることになった。

1977年5月に, FASB は, 「Field Test of Financial Reporting in Units of General Purchasing Power」なる Research Report を発表した。これは, ED-1974 に示された一般物価指数修正方法を各業種総計 101 企業に適用した場合に, 純利益, 貨幣購買力損益, 自己資本利益率, 配当性向などの数値に, どのような影響が生じたかを, 1972年, 1973年, 1974年度について調査したものである。

FASB は, 1978年12月に, 公開草案「Financial Reporting and Changing Prices」(以下, ED-1978 と略称) を発表した。これは, SEC が ASR190号を発表して以来, FASB のインフレーション会計基準についての最初の声明であった。また, FASB の ED-1974 (一般物価水準変動会計) の主張と, SEC の ASR190号 (現在原価会計) の主張との調整の出発点をなすものであった (Tweedie and Whittington, 1984, pp. 165-166)。

この ED-1978 は, 価格変動の影響を基本的財務諸表とは別に, 補足情報として公表することを要求したものである。ED-1978 が開示を要求した情報は, (1) 歴史的・恒常ドル基準 (以下, GPP 基準と略称) もしくは現在原価基準 (以下, CC 基準と略称) のいずれかに基づく, 「継続的営業活動による利益」についての情報, (2) 「継続的営業活動による利益」とは別個に示された, 正味貨幣項目にかかわる保有利得および損失, 為替差損益, (3) 特定の財務データについての5年間の比較表であった。ED-1974 と ED-1978 とを比較して, その両者の特徴を示すと次のようになる (加古, 1981, 59-63頁参照)。

1. ED-1974 が GPP 基準を主張していたのに対し, ED-1978 は, 前述したように, GPP 基準もしくは CC 基準のいずれかを選択適用するよう求めた。しかし, GPP 基準の適用条件を限定的に示すことによって, CC 基準を推奨していること。
2. ED-1978 における「企業にとっての価値」概念の導入。
3. ED-1974 のもとでは, 物価指数として, GNP インプリシットデフレーターが主張され

ていたのに対し、ED-1978において、GPP基準を採用した場合の指数として消費者物価指数の採用が主張されたこと。

4. ED-1974については、GPP基準を適用して、全面的、包括的な補足財務諸表の作成を要求していたのに対し、ED-1978は、「継続的営業活動による利益」およびその他の財務データの要約表と重要な財務データの5期間の比較表の二つだけを要求した。ED-1978が開示を求めた補足情報の内容は、部分的・限定的である。
5. ED-1978におけるステートメントの実験的性格の強調。
6. ED-1978における財務的資本概念の採用。

さらに、FASBは、前述した1977年5月に発表されたResearch Reportを参照して、ED-1974に対する修正および精緻化を図った。その結果として、1979年3月に公開草案「Constant Dollar Accounting (Supplement to the 1974 Exposure Draft)」(以下、ED-1979と略称)を発表した。

ED-1979は、ED-1974の主張を次のように変更した。①GNPインプリシットデフレーターに替えて、消費者物価指数の採用を主張した、②外貨建請求権、繰延法人税は貨幣項目として分類すること、③ED-1978との調整上、GPP基準に基づく包括的再修正を要求せず、損益計算書項目にのみ限定的に適用することにした。貨幣購買力損益は、ED-1978と同様、営業利益と別個に示されることとなった。結局、ED-1979は、APBステートメント第3号やED-1974がARS第6号を踏襲してきた伝統を打ち破った(Tweedie and Whittington, 1984, pp. 168-170)。ED-1979は、ED-1974修正の目的をもつものであったが、その実質は、ED-1978の方向にED-1974を修正するものであった。

ED-1978、ED-1979が発表された後、FASBは、銀行ないし年金機関、林業、保険業、鉱業、石油・ガス業および不動産業の特定の資産に関する測定・開示の問題を取り扱うための小委員会を設定した。この小委員会は、1979年4月に予備報告書を発表し、5月には公聴会を開催した。

FASBは、さらに1979年5月31日に、ニューヨーク市において、財務報告と物価変動に関する会議を開催した。この会議の目的は、ED-1978、ED-1979を検討するための討論の場を産業界、会計人、財務諸表利用者に対して提供することにあった(Griffin, 1979, p. i)。1979年6月には、これらのEDについての公聴会が開かれた。ここでは、FASBのED-1978、ED-1979と、SECの取替原価開示要求およびSECの石油・ガス企業に対する埋蔵量認識会計(Reserve Recognition Accounting)との関係についての議論が生じた(Tweedie and Whittington, 1984, pp. 170-171)。

これらの結果を踏まえて、FASBは、1979年9月に、ステートメント第33号「Financial

Reporting and Changing Prices」を発表した。

ステートメント第33号が公表され、物価変動会計情報の開示が求められる会社は、アメリカ合衆国の公開会社のうち、事業年度開始時において、次のどちらかの条件を満たす会社である。

1. 棚卸資産および設備資産（減価償却累計額控除前）の合計額が1億2,500万ドルを超える会社
2. 総資産額（減価償却累計額控除後）が10億ドルを超える企業
ステートメント第33号が開示を求める情報は、次の通りである。
 - ① 一般物価変動修正後の継続的営業活動による利益
 - ② 個別価格修正後の継続的営業活動による利益
 - ③ 正味貨幣項目に係る購買力利得および損失
 - ④ 棚卸資産および設備資産の期末現在原価
 - ⑤ 棚卸資産および設備資産の現在原価の期中上昇分または下落分で、一般物価変動の影響を除去した後の金額

さらに、上記情報①～③および⑤、純売上高およびその他の営業利益、普通株一株当りの現金配当額などの財務数値について、最近5年間の要約表を開示することを要求している。

ステートメント第33号が、ED-1978と異なる主要な点は、ED-1978が、GPP基準とCC基準のいずれかの選択適用に基づく情報開示を要求していたのに対して、ステートメント第33号は、GPP基準とCC基準に基づく情報双方の開示を要求している点である。

FASB (1985, p. 1419) は、この両基準に基づく情報の同時開示を要求する根拠を次のように述べている。①両者の情報の有用性が評価される場合に、両者の情報が入手可能でなければならぬこと、②財務報告利用者側ではCC基準を、財務諸表作成者および会計事務所はGPP基準を支持しており、両者の優位性ははっきりしないこと、③両情報について、簡略化した測定・計算方法を規定すれば、実施のための追加的費用が過大にならないと考えたこと。さらにこれを裏づける事柄として、両情報についてその作成準備段階で資産の「年齢調べ」など共通部分があること、またこの作業がASR 190号に基づく取替原価に関するデータを作成する際に終了していると考えられることなどを指摘できると。

現在原価に関しては、ED-1978と同様に「企業にとっての価値概念」が導入された。すなわち、実際に保有もしくは使用している資産の取替原価といわゆる「回収可能額」を比較し、低い方の価額を現在原価と考えるのである。

ステートメント第33号は、ED-1978と同様に、自らの実験的性格を次のように説明、強調している。①財務報告書の作成者および利用者は、GPP基準情報およびCC基準情報の有用性に関して意見が一致していない。この両者の情報を実務上適用することによって多くの経験を積み

重ねることにより、意見の一致をみることになるであろう、②本ステートメントを指針として実験を積み重ね、企業の特異な状況に照らした技法が開発されることを FASB は望んでおり、そのため本ステートメントは他のステートメントよりも弾力的に書かれている、③表示面においても自由裁量性は十分に認められる、④FASB は、本ステートメントによる要求を継続して検討し、また改訂もしくは廃止することが好ましいという事実が判明した場合には、逐次その要件を改訂または廃止するであろう。FASB は本ステートメントを遅くとも 5 年以内に全般的に見直す予定であると (FASB, 1985, p. 1398)。

なお、ステートメント第33号は、1979年12月25日以降に終了する会計年度の年次報告書に対して適用されることになった。ただし、CC 基準情報については、1980年12月25日以降に終了する会計年度までその開示を延期できるとした。ステートメント第 33 号の公表に対して、SEC は、1980年12月24日以前に終了する会計年度において、ステートメント第33号に規定する CC 基準情報を開示する場合には、ASR190 号の求める取替原価情報開示を免除し、1980年12月25日以降に ASR190 号を失効させると声明した。

ステートメント第33号が公表された後、次のようなステートメントが、ステートメント第33号を補足あるいは改訂するために発表された。

発表年月	ステートメント名称
1980. 10 第39号	「Financial Reporting and Changing Prices : 特殊資産—鉱物・石油およびガス」 (財務報告と物価変動)
1980. 11 第40号	「特殊資産—森林地および育成中の樹木」
「 第41号	「特殊資産—利益を稼得する不動産」
1981. 3 第46号	「映画フィルム」
1982. 1 第54号	「投資会社」
1982. 11 第69号	「石油およびガス産出業についてのディスクロージャー」
1982. 12 第70号	「Financial Reporting and Changing Prices : 外貨換算」 (財務報告と物価変動)

FASB は、1981年 6 月には、批評招請書 (Invitation to Comment) 「On the Need for Research on Financial Reporting and Changing Prices」を発表した。これは、前述したステートメント第33号の実験的性格に由来するもので、次のような目的をもつものであった。①価格変動の影響の報告に関する研究についての FASB の認識を明らかにし、多様な分野の研究者がその研究に参画することを促進すること、②研究者に、研究計画、進行度、研究結果を FASB に報告してもらうことを要請すること、③FASB がそれらの研究を支援するために遂行していること、考慮している事柄を伝えること、④、上記①、②、③の事柄に関して批評を要請することである。

さらに 1982 年 3 月には、FASB の Research Report として、Paul Frishkoff による「Financial Reporting and Changing Prices : A Review of Empirical Reserach」が出版され、

1983年11月には、同じく Research Report として、William H. Beaver と Wayne R. Landsman による「Incremental Information Content of Statement 33 Disclosures」が出版された。

1983年の中頃には、ステートメント第33号発表後5年の期間が過ぎた後、ステートメント第33号の要件を継続するか否か、もし継続するとしたらどのような変更をなすべきかを、FASBが考慮する際に FASB を援助するための小委員会が設置された。FASB は、この小委員会の力を借りて、批評招請書「Supplementary Disclosures about the Effects of Changing Prices」を作成し、1983年12月に公表した。この批評招請書に対する批評および上記小委員会の勧告に基づき、FASB は、GPP 基準情報は、CC 基準情報と比べて、基本財務諸表に対する補足情報として有用性が低いと結論づけた (FASB, 1984, p. 4)。この結果を受けて、FASB は、1984年10月に、公開草案「Financial Reporting and Changing Prices: Elimination of Certain Disclosures」を公表し、1984年11月にステートメント第82号「Financial Reporting and Changing Prices: Elimination of Certain Disclosures」を発表した。ステートメント第82号は CC 基準情報を公開している企業は、GPP 基準情報をもはや公開する必要はないと規定した。

さらに FASB は、1984年12月に、公開草案「Financial Reporting and Changing Prices: Current Cost Information」(以下、ED-1984と略称)を発表した。ED-1984は、CC 基準情報を明確にし、価格変動ディスクロージャーに関するすべての公表物を統合するために発表された (FASB, 1986^a, p. 4)。1985年度において、FASB は、ED-1984に対するコメント・レターを検討し、代替的コースについて検討した。FASB はインフレの影響および特定の価格変動に関する情報は、十分に重要な財務報告上の問題点であり、ステートメント第33号によって要求されるディスクロージャーを改善する努力を継続すべきであると結論を下した。また FASB は、価格変動が企業の業績、債務、財務資本に及ぼす影響についてより効果的かつ有用なディスクロージャー手法を開発することを、継続審議プロジェクトとして承認した。ED-1984については、これを終結させないことを決定し、ステートメント第33号は、上記の継続審議プロジェクトの結果がでるまで保留することにした (FASB, 1986^b, p. 5)。

1986年9月に、FASB は、公開草案「Financial Reporting and Changing Prices」(以下、ED-1986と略称)を発表した。このED-1986の規定内容は、ステートメント第33号およびその改訂ステートメントを無効にするものであり、したがってCC 基準情報の補足的開示を強制しないというものであった。さらに、FASB は、1986年12月にステートメント第89号を公表した。その内容は、上記のED-1986と同一である。FASB は、1979年にステートメント第33号を公表し、インフレーションおよび特定の価格変動の影響を補足的に開示する実験を開始した。その時、FASB は、5年以内にその開示要件の検討を行なうことを約束した。FASB はすでにその検討を終了し、補足的ディスクロージャーを行なうことは、さらに奨励されるべきではあるが、要

求はされるべきではないと結論を下したのである (FASB, 1986, pp. 1-2)。なお、この規定は、1986年12月2日以降終了する会計年度から適用される。ここに、アメリカにおけるインフレーション会計情報の強制開示の灯は、消滅した。

3. SEC の埋蔵量認識会計と FASB のステートメントの関係について

ここで SEC が石油・ガス産出会社に対して要求した埋蔵量認識会計 (Reserve Recognition Accounting-以下, RRA と略称) と、FASB が、1980年4月に発表した公開草案「Financial Reporting and Changing Prices: Specialized Assets」(以下, ED-1980と略称) およびステートメント第39号, 第40号, 第41号, 第69号の関係について述べねばならない⁽¹⁾。

1975年エネルギー政策・保全法 (Energy Policy and Conservation Act of 1975) は、石油・ガス産出会社の会計方法設定権を SEC に賦与した。その設定活動の一環として、SEC は、1978年8月に公表された ASR253号において、RRA 開発の必要性を述べた。これを受けて、1979年9月に、ASR269号「Oil and Gas Producers-Supplemental Disclosures on the Basis of Reserve Recognition Accounting」を公表した。これは、石油・ガス産出会社に対して、1979年12月25日以降に決算日を迎える会計年度より、確認済石油・ガス埋蔵物の見積生産額によってもたらされる将来収益についての現在価値の開示を要求したものである。さらに SEC は、RRA 情報開示について3年の実験期間を経た後に、RRA を石油・ガス産出会社の基本財務諸表のための会計方法として要求すべきか否かを決定すると述べた (Tweedie and Whittington, 1984, p. 180)。

これに対して、前述したように FASB はインフレーション会計情報を要求する場合に、特殊資産についてどのように処置するかについて、ED-1978が公表された後、小委員会を作って検討を重ねてきた。この小委員会は、銀行業、林業、保険業、鉱業、石油・ガス業、不動産業の特殊資産を扱った。そして、ステートメント第33号においては、ステートメント第33号の一般規定は、銀行業および保険業に対して有用であり妥当であると結論を下した。すなわち、銀行業、保険業に対して特別な扱いをしないことを決定した。一方、ステートメント第33号は、林業、鉱業、石油・ガス業などについて、1980年12月25日以降に終了する会計年度から要求されていた CC 基準による情報開示を要求しなかった。

その後、FASB はこの問題に対する一つの解答として、1980年4月に ED-1980を発表した。その主たる内容は、①森林地および成育中の樹木、確認済石油・ガス埋蔵物、利益稼得中の不動産について、その公正価値 (fair values) を開示すること、②その公正価値測定値は、現在原価で測定された他の資産と別個に表示すること、③確認済石油・ガス埋蔵物について、期首および期末の公正価値測定値およびその変化の顛末を示すことを要求するものであった。なおここでいう公正価値とは、買入れおよび売却の意思をもつ人々の間で行なわれる取引において、受払いさ

れることが合理的に期待される取引価格を指す。

ED-1980が公表された後、FASBは、1980年6月にED-1980についての公聴会を開催し、10月にステートメント第39号を発表した。ステートメント第39号は、鉱物、石油およびガス会社の鉱物資源資産に関する規定である。ステートメント第39号は、ステートメント第33号におけるCC基準情報開示の規定をそれら鉱物資源資産に、特例を設けることなく適用すると規定した。したがって、それら鉱物資源資産およびそれに関連する費用は、現在原価またはより低い回収可能額で評価されることになった。このように、ED-1980において要求されていた石油・ガス埋蔵物の公正価値開示の規定は削除された。

1980年11月にFASBが公表したステートメント第40号は、森林地および成育中の樹木および関連する費用について、ステートメント第33号の暫定規定を延長適用すると規定した。すなわち、ステートメント第33号は、それら資産について、1980年12月24日以前に終了する会計年度において、CC基準に基づく情報開示を行なう場合に、GPP基準に基づいてまたは適当な個別物価変動指数を参考にして測定することができると規定していた。この規定を、1980年12月25日以降に終了する会計年度においても引き続きその適用を認めることにしたものである。ここでも、ED-1980が規定した森林地および成育中の樹木の公正価値表示は姿を消した。

1980年11月に公表されたステートメント第41号は、1980年12月25日以降に終了する会計年度において、利益を稼得する不動産について、CC基準に基づく情報開示について規定したものである。その内容は、ステートメント第40号とまったく同様であり、ここでもまたED-1980が規定した利益を稼得する不動産についての公正価値表示は姿を消した。

一方SECは、1981年2月において、基本財務諸表においてRRAがある役割りを遂行するよう取り計ることはしないと声明した。これによって、SECはRRAについての主張を軟化させた。そして、FASBが石油・ガス産出会社に対する統合報告パッケージを作成する際に主導権を握ることを支持すると声明した。これを受けて、FASBは、1982年12月に、ステートメント第69号「Disclosures about Oil and Gas Producing Activities」を公表した。これは、ステートメント第39号の内容を修正して、ガス・石油埋蔵物に対して、CC基準情報を提供する場合に、GPP基準測定値の使用を認めることにしたものである。また埋蔵量およびRRAの本質と考えられる埋蔵物の生産から得られると考えられる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り値を補足的に開示することも要求することとなった。以上みてきたように、SECの主張するRRAは、石油・ガス埋蔵物に対して適用され、一方FASBの主張した公正価値測定値の開示要求は、全面的に後退した。

4. ASR190号およびステートメント第33号の開示情報をめぐる実態、実証研究とFASBのステートメントの関係について

これまで行なわれた実証研究では、ASR190号が要求した開示情報の有用性は、殆んど確認されていない。すなわち、ASR190号が要求した開示情報の公表によって、株価もしくは取引量に変化がみられない。一方、ASR190号が提供するデータのもとの利益数値と歴史的原価主義に基づく利益数値のいずれが株式投資収益率と強い相関をもつかの研究については、結論が分れている。しかし、全体的にみてASR190号の要求する開示情報の有用性については、否定的な結論が大勢を占めている (Frishkoff, 1982, pp. iv~vii)。

ステートメント第33号をめぐる実証研究については、Beaver and Landsman (1983) が注目される。Beaver and Landsman (1983, p. 15) は、ステートメント第33号の開示情報に基づく種々の利益数値は、歴史的原価主義に基づく利益数値以上には、何の情報も提供しないと結論を下した。すなわち株価変動および企業間の普通株の差異を説明する点において、ステートメント第33号開示情報に基づく利益数値は歴史的原価主義に基づく利益数値より優れてはいないと結論を下したのである。Beaver and Landsman の研究は、FASB の財政的支援のもとに行なわれており、FASB の Research Report として出版された。すなわち、この研究結果は、FASB のステートメント第33号をめぐる実験、検証過程の一環としての研究活動から生じたものである点に留意しなければならない。この研究結果は、筆者の推測であるが、その後の FASB のステートメント第82号、E D—1986およびステートメント第89号に多くの影響を与えていると思われる。

また1983年1月6日~7日、ニューヨークにおいて行なわれた研究協議会において検討された報告書において明らかにされたことは、次に示すような事柄であった (Freeman, 1983, pp. 1-3)。

投資コミュニティは、ステートメント第33号によって要求された開示情報を、広くは使用しておらず、非常に限定的に使用しているということである。例えば Robert Berliner によれば、彼が調査した財務アナリスト 190 人のうち、ステートメント第33号による開示情報をしばしば使用していたのは 9% であった。William Norby は、Duff and Phelps 会社によって販売されている「Inflation Accounting Research Service」を利用している財務アナリストやポートフォリオマネージャーに対して質問を行なった。Norby は、ステートメント第 33 号開示情報をシステムティックに利用している人を発見できなかった。またポートフォリオマネージャーの多くは、総合的な投資戦略を作成するときに価格変動の影響を考慮すると述べているが、証券価格の公式モデルに価格変動データを組み入れるべきであると主張したのはたった 1 人であった。Beaver は、何故このようにステートメント第33号の開示情報への関心が低いのか、その理由を、ステートメント第 33 号開示情報の株価および株式投資収益率に対する相関度が低いということに関連づけ

た。

一方、Jon Bartley と Calvin Boardman は、テイク・オーバーの対象会社を選別する彼らのモデルの能力が歴史的な原価主義に基づくデータにステートメント第33号開示情報を結合させることによって、より高まったと報告した。しかし経営者がステートメント第33号開示情報を内部意思決定において用いている証拠はほとんど見出されなかった。Raymond Perry と Gerald Searfoss による調査では、内部意思決定においてインフレによる調整はなされているが、ステートメント第33号開示情報はその調整において殆んど利用されていないことが明らかにされた (Freeman, 1983, pp. 1-3)。

協議会への参加者は、CC 基準情報は時がたつにつれてより有用になるであろうと考えていたが、GPP 基準情報の将来については悲観的であった。支配的な意見としては、GPP 基準情報要件は削除すべきであるというものであった。また GPP 基準計算は、かなり簡単なものであるが、そのデータは有用でなく、CC 基準情報の有用性を損なうものであると多くの参加者は考えていた。同様に、会社間の比較可能性を高めるために、現在原価概念をより厳密に規定することおよび開示の標準様式を定めることなども多くの参加者の支持を得た。そして、参加者のうち、いく人かは、FASB は緊急に、GPP 基準情報要件を削除し、現在原価概念を厳格にし、開示様式の簡素化を計るべきであると主張した。しかし、参加者の多くは、その時点(1983年1月)において、開示要件を変更することに賛成しなかった。その根拠として、次の事柄が主張された。ステートメント第33号をめぐる実験は、比較的年数を経していない。協議会において報告された研究結果は、予備的なものであり、2年間もしくは3年間のデータしか用いられていない。1983年度において4年目のデータも入手可能となり、将来多くの研究が行なわれるであろうと (Freeman, 1983, pp. 3-4)。

このように、本協議会で展開された主張や報告された研究結果もその後の FASB の行動に大きな影響を与えていると考えることができる。

これまで述べてきたところによれば、FASB は、ステートメント第33号開示情報の有用性について、否定的な結論を主として提供してきたと思われるかも知れない。しかし次のような Evans and Freeman (1983) のような研究も FASB は発表していることに注目しなければならないであろう。この研究は、ステートメント第33号が要請した開示情報と歴史的な原価主義に基づく情報とに基づいて各企業の財務指標数値を計算、比較したものである。表1にその結果が端的に示されている。そこで Evans and Freeman (1983, p. 5) は、ステートメント第33号による補足的ディスクロージャーは、基本財務諸表上には示されない情報を提供していると結論づけた。

表 1 1981年度非金融業を除く42業種の投資利益率ランク表

業 種 (企業数)	Historical Cost		Constant Dollar		Current Cost	
	Rank	Percent	Rank	Percent	Rank	Percent
Oil services (11)	1	29.9	1	18.1	1	16.3
Tobacco (3)	2	20.4	10	6.4	9	6.3
Gas utilities (19)	3	19.5	25	1.9	40	-4.2
Publishing (12)	4	19.3	2	9.9	4	9.6
Personal care products (5)	5	19.1	6	7.3	5	8.7
Oil (44)	6	18.8	14	5.4	24	2.6
Food and lodging (9)	7	18.6	16	5.1	13	5.7
Drugs (13)	8	18.5	3	9.0	3	10.3
Conglomerates (3)	9	18.4	14	5.4	18	3.5
Other transportation (10)	10	18.2	18	4.3	18	3.5
Food processing (9)	11	17.7	13	5.8	8	6.5
Construction (9)	12	17.0	7	7.1	14	5.4
Electronics (15)	13	16.9	12	5.9	10	6.2
Instruments (11)	14	16.8	5	7.4	6	8.4
Computers (8)	15	16.7	8	6.7	2	13.3
Retail food (13)	16	16.7	25	1.9	21	3.1
Services (15)	17	15.4	9	6.5	11	6.0
Wholesale (8)	18	15.1	10	6.4	12	5.9
Metal works (23)	19	14.4	19	3.9	17	3.7
Beverages (9)	20	14.3	20	3.7	15	4.8
Machinery (26)	21	14.3	17	4.7	16	4.4
Holding companies (12)	22	14.1	27	1.8	29	1.1
Chemicals (26)	23	13.8	20	3.7	18	3.5
Communications (9)	24	13.2	35	0.3	27	1.7
Aerospace (8)	25	12.2	4	8.7	7	7.7
Combination utilities (19)	26	12.2	30	1.4	39	-2.0
Electric utilities (20)	27	12.2	23	2.1	37	-0.8
Rubber (10)	28	12.0	40	-1.0	30	0.9
Railroads (10)	29	11.7	34	0.5	35	-0.4
Steel (18)	30	11.7	33	0.6	32	0.1
Transportation equipment (4)	31	11.7	36	0.2	35	-0.4
Wood products (25)	32	11.7	32	0.7	30	0.9
Other manufacturing (8)	33	10.7	22	2.2	23	2.7
Retail nonfood (32)	34	10.7	31	1.0	21	3.1
Appliances (5)	35	10.6	28	1.7	24	2.6
Textiles and apparel (13)	36	10.2	29	1.6	28	1.4
Glass (7)	37	10.0	24	2.0	26	2.1
Metal products (12)	38	9.4	38	0.1	34	-0.3
Building materials (16)	39	8.8	36	0.2	33	-0.1
Mining (11)	40	-0.6	39	-0.5	38	-1.0
Automotive (13)	41	-2.0	41	-7.3	41	-5.4
Airlines (15)	42	-2.7	42	-9.4	42	-7.8
総 計 (568)		14.3		2.9		2.5

(Evans and Freeman, 1983, p.6 より)

5. 会計政策論的観点からみたインフレーション

会計基準をめぐる研究課題

前節までにおいて、1970年代以降のアメリカにおけるインフレーション会計基準の形成過程について概観した。そこで、会計政策論的観点からみて、インフレーション会計基準をめぐる、どのような興味ある問題が見出されるのか指摘したい。

インフレーション会計基準をめぐる、SEC と FASB の関係はどのようなものであったか— FASB と SEC は、図1に示したように、ED-1974と ASR151号および ASR190号、ED-1980と ASR253号および ASR269号間において対立をみた。内容的には、一般物価水準変動会計と現在原価会計、公正価値表示と RRA(現在価値表示)との対立である。最終的には、FASB

図 1

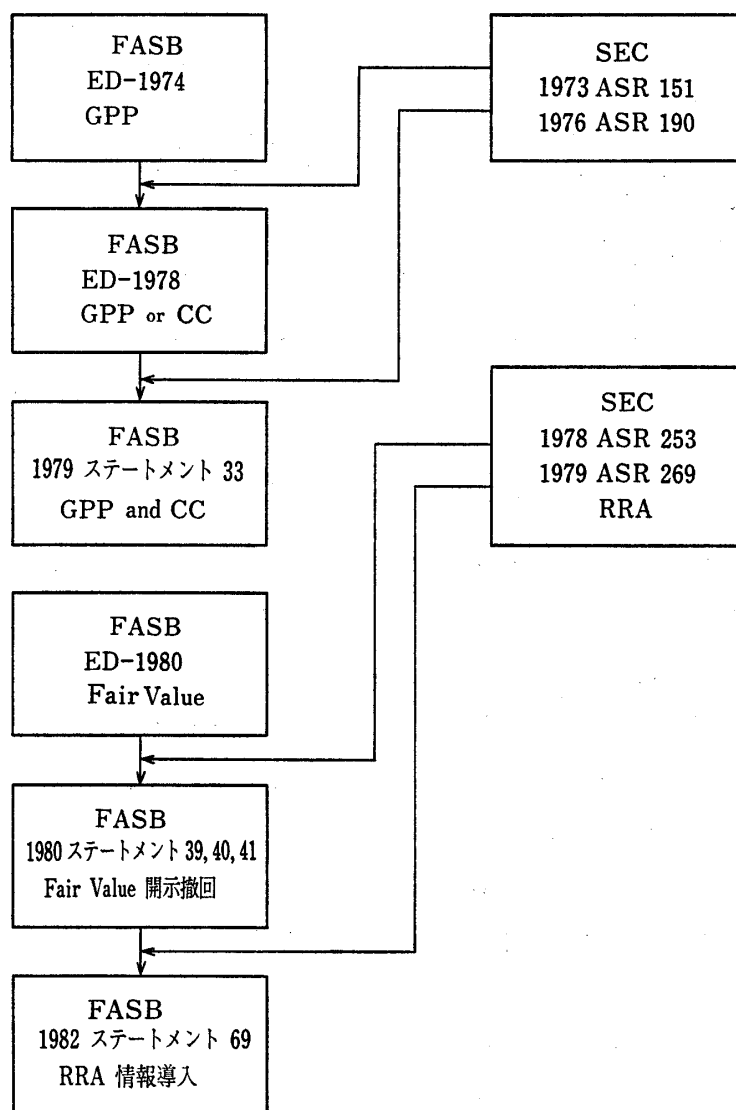
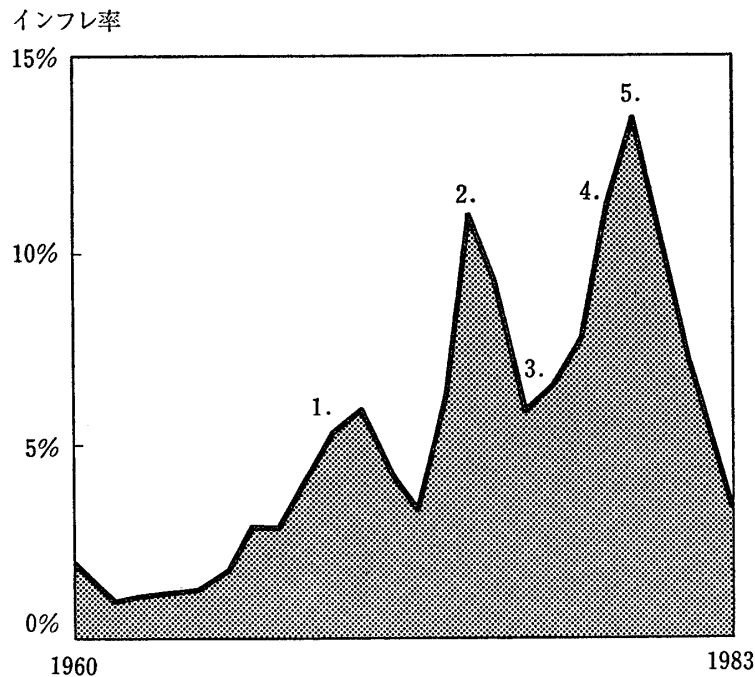


表 2 インフレ率と会計基準



1. APB Statement 3, June 1969—Constant Dollar
2. FASB Exposure Draft, December 1974—Constant Dollar
3. SEC Accounting Series Release 190, March 1976—Replacement Cost
4. FASB Exposure Draft, December 1978—Constant Dollar or Current Cost
5. FASB Statement 33, September 1979—Constant Dollar and Current Cost

(Freeman and Wills, 1984, p.1 より)

が SEC の主張を取り容れる形で決着をみている。

この FASB と SEC がインフレーション会計基準を何故問題として取り上げるのに到ったかは、表 2 に示されているようにアメリカにおけるインフレの進展という経済的状况を指摘することができる⁽²⁾。しかし、何故に、両者の意見は喰い違ったのか。ED—1974の起草の状況と、当時の SEC の開示政策、人的構成とを比較することによって一つの解答が引き出せるであろう。

さらに、ASR190号に対する企業側の反応をも含めて、FASB は外部の利害関係者の見解をどのように組み入れつつ、SEC との調整を行ない、ED—1978、ステートメント第 33 号の公表にまでこぎつけたのか、その実態を明らかにすることも重要であろう。一般に、財務諸表作成者(企業)は、CC 基準に反対すると言われている。また監査人も同様である(Miller and Redding, 1986, p. 92)。果して実際はどうであったのか。ステートメント第 33 号についての FASB の Public Record を調査することによって、この点は明らかにされるであろう。いずれにしても、アメリカにおいては、SEC と FASB の分権体制のもとに会計基準が生み出されている。インフ

インフレーション会計基準が生み出される際にこの分権体制がいかように機能したか、財務報告利害関係者がそれにどのように参画したかを知ることは、アメリカの会計基準制定の実態に迫る足がかりを提供するであろう。ED-1980と ASR253号および ASR269号の対立問題についても、上記と同様の興味ある研究課題を提供するであろう。

ASR190号およびステートメント第33号をめぐる実証研究について—ASR190号にしてもステートメント第33号にしてもその実験的性格がともに強調された。とりわけ、ステートメント第33号開示情報の情報効果をモニターするために、FASBの主導のもとに積極的に実証研究が推進された。これらの実証研究が少なからずインフレーション会計基準制定に影響を与えたことは前述した。これらの実証研究がインフレーション会計基準に与えた影響についてさらに追求することが重要となろう。

ASR190号にしてもステートメント第33号にしても、その開示情報が証券市場に対して殆んど情報効果をもたないという結論の実証研究が大勢を占めている。これに対して、Noreen and Sepe (1981) や Sepe (1982) は、インフレーション会計基準をめぐる FASB における議論そのものが証券価格に影響を与えていることを明らかにしている。すなわち、基準設定（会計政策決定）以前においては、インフレーション会計情報が強制開示されるかもしれない、あるいはその要件がとりやめになるかもしれないということに対して、株式市場が反応をみせたと彼らは結論を下した。これらの反応が、インフレーション会計情報が公開されたときに、市場への参加者の各企業に対する評価が変化すると予測した結果、引き起こされたとする、これは、インフレーション会計情報の有用性を市場参加者は認識しているということになる。このように、ASR 190号、ステートメント第33号が公表され、実際にインフレーション会計情報が提供された場合に、それが殆んど情報効果をもたなかったという多くの実証研究と大きな喰い違いをみせている。このような喰い違いは、DM-1974に対する企業の見解の表明を素材にして、企業経営者の会計基準設定に対する態度選好についての説明理論構築をめざした Watts and Zimmerman (1978) のような方向の研究によって解消されるのであろうか。このようにインフレーション会計基準をめぐる多様な状況は、実証研究としては会計政策研究に多くの研究課題を提供するであろう。

概念的フレームワークとインフレーション会計基準との関係について—FASBは創立以来、一貫したステートメントを作成するために概念的フレームワークを作成することに努力してきた。これまで概念ステートメントは第6号まで発表されている。これら概念ステートメントとインフレーション会計基準を形成する各ステートメントが相互にどのような係りをもって形成されてきたかを検討することも、会計政策研究にとって興味ある課題となろう。

注

- (1) 1979年以前のアメリカの石油・ガス採掘産業の会計について、優れた会計政策論的研究として、石井(1978), (1980)がある。是非とも参照願いたい。
- (2) Parker (1986, pp. 48-49)は、各国別のインフレ率と政府介入の度合いおよび方法との関連性、インフレーション会計“循環”などについて興味ある記述を展開している。

参 考 文 献

- Beaver, W. H. and Landsman, *Incremental Information Content of Statement 33 Disclosures*, Research Report (FASB, 1983).
- Burton, J. C., “Accounting that allows for Inflation,” *Business Weeks* (November 30, 1974), pp. 12-13.
- , “Financial Reporting in an Age of Inflation,” *Journal of Accountancy* (February, 1975), pp. 68-71.
- Evans, K. and Freeman R., “Statement 33 Disclosures Confirm Profit Illusion in Primary Statements,” *FASB Viewpoints* (FASB, June 24, 1983).
- FASB, *Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Financial Reporting in Units of General Purchasing Power*, Exposure Draft (FASB, 1974).
- , *Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Financial Reporting and Changing Prices*, Exposure Draft (FASB, 1978).
- , *Status Report*, No. 161 (October 9, 1984).
- , Statement of Financial Accounting Standards No. 33, Financial Reporting and Changing Prices, in FASB, *Accounting Standards, Original Pronouncements, July 1973-June 1, 1985*, 1985-86 Edition (McGraw-Hill, 1985), pp. 1394-1455.
- , *Status Report*, No. 173 (January 13, 1986^a).
- , *Status Report*, No. 174 (April 7, 1986^b).
- , *Statement of Financial Accounting Standards No. 89, Financial Reporting and Changing Prices*(FASB, 1986^c).
- Freeman, R. N., “Research Conferences Launches FASB Review of Statement 33,” *Highlights of Financial Reporting Issues* (FASB, February 28, 1983).
- , and Wills, B. N., “Should Companies Continue to Disclose Effects of Inflation? Decision is Due in 1984,” *FASB View Points* (FASB, March 29, 1984).
- Frishkoff, *Financial Reporting and Changing Prices: A Review of Empirical Research*, Research Report (FASB, 1982).
- Griffin, P. A. (ed.), *Financial Reporting and Changing Prices: the Conference* (FASB, 1979).
- Horngren, C. T., “The Marketing of Accounting Standards,” *Journal of Accountancy* (October, 1973), pp. 61-66.
- 石井薫稿「アメリカ石油・ガス採掘産業の会計(一)」, 三田経済学研究第18号(1978年10月), 19-33頁。
- 「アメリカ石油・ガス採掘産業の会計(二)」, 三田経済学研究第21号(1980年3月), 1-13頁。
- 加古宜士, 物価変動会計論(中央経済社, 1981)。
- Kelly-Newton, L., *Accounting Policy Formulation, The Role of Corporate Management* (Addison-Wesley, 1980).
- Miller, P. B. W. and Redding, R., *The FASB, The People, the Process & the Politics* (Irwin, 1986).

- Noreen, E. and Sepe, J., "Market Reaction to Accounting Policy Deliberations: The Inflation Accounting Case," *The Accounting Review* (April, 1981).
- Parker, R., "Inflation Accounting," *Australian Accountant* (October, 1986), pp. 48-49.
- Sepe, J., "The Impact of the FASB's 1974 GPL Proposal on the Security Price Structure," *The Accounting Review* (July, 1982).
- 田中建二稿「会計政策過程の認識」, 小川洸(編著), 財務会計の展開(中央経済社, 1983), 145-153頁。
- Tweedie, D. and Whittington, G., *The Debate on Inflation Accounting* (Cambridge University Press, 1984).
- Watts, R. L. and Zimmerman, J. L., "Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards," *The Accounting Review* (January, 1978).

(本稿作成に際し、城西大学学長所管研究奨励金の支給を受けた。記して感謝申し上げます。)